

関西学生馬術連盟



関西学生馬術連盟規約

関西学生馬術連盟競技会規程

関西学生馬術連盟年度表彰規程

関西学生馬術連盟慶弔見舞金規程

令和4(2022)年2月11日

目次

関西学生馬術連盟規約

第1章	総則	… 3 頁
第2章	会員	… 3 頁
第3章	役員	… 4 頁
第4章	機関	… 6 頁
第1節	総会	… 6 頁
第2節	理事会	… 7 頁
第3節	幹事会	… 9 頁
第4節	専門委員会	… 9 頁
第5節	常任幹事会	… 9 頁
第6節	監督会議	… 10 頁
第5章	表彰	… 10 頁
第6章	倫理	… 10 頁
第7章	罷免・罰則	… 11 頁
第8章	経理	… 11 頁
第9章	年度	… 11 頁
附則		… 12 頁

関西学生馬術連盟競技会規程

第1章	総則	… 13 頁
第2章	機関	… 13 頁
第3章	競技運営	… 14 頁
第4章	賞典	… 16 頁
第5章	宿泊	… 16 頁
附則		… 17 頁

関西学生馬術連盟年度表彰規程

第1条	目的	… 18 頁
第2条	表彰の対象及び数	… 18 頁
第3条	表彰の対象年度	… 19 頁
第4条	選考	… 19 頁
第5条	選考の手続き及び選考の方法	… 19 頁
第6条	第2条1項3号を除く第2条1項ないし3項の選考	… 19 頁
第7条	第2条1項3号の選考	… 19 頁
第8条	第2条4項の選考	… 19 頁
第9条	第2条5項及び6項の選考	… 19 頁
第10条	賞典	… 20 頁
第11条	表彰の期日	… 20 頁
附則		… 20 頁

関西学生馬術連盟慶弔見舞金規程

第1条	目的	… 2 3 頁
第2条	報告・手続き	… 2 3 頁
第3条	祝金、弔慰金及び見舞金	… 2 3 頁
第4条	その他	… 2 3 頁
附則		… 2 3 頁

関西学生馬術連盟規約

制 定 平成元年1月8日

第1章 総 則

第1条 (名称)

本連盟を、関西学生馬術連盟と称する。

第2条 (目的)

本連盟は一般社団法人全日本学生馬術連盟（以下、全日本学生馬術連盟という）における関西地区の学生馬術連盟として認められる唯一の団体であり、学生馬術の発展・馬事思想の普及・加盟団体相互間の親睦を図ることを目的とする。

第3条 (事業)

本連盟は前条の目的達成に必要と認められる一切の事業を行う。

第4条 (事務所)

本連盟の事務所は、本連盟幹事長の任期中、その所属する会員大学馬術部に置く。

第2章 会 員

第5条 (資格)

本連盟の会員は次に掲げる要件を満たす大学馬術部に限るものとする。

- 1 全日本学生馬術連盟の地区割りによる、関西地区(京都府・大阪府・滋賀県・兵庫県・奈良県・和歌山県の6府県)に存在する大学馬術部で所属大学公認であること
- 2 大学馬術部自らが馬匹を所有し、かつその馬匹を全日本学生馬術連盟に登録していること

第6条 (入会及び退会)

本連盟に入会又は退会しようとする大学馬術部は、所属大学を通じて、書面をもって本連盟に申し込み幹事会及び理事会の審理を経て、総会の承認を得なければならない。

第7条 (入会金及び年額会費)

会員は入会と同時に別途定める入会金を納めなくてはならない。また、別途定める年額会費を毎年4月までに納めなければならない。

第8条 (資格の喪失)

会員は次に掲げる事由によってその資格を失う。但し第3号の場合において、払い込み済みの会費はこれを返却しない。

- 1 会員である大学馬術部が解散したとき
- 2 会員である大学馬術部が退会を申し出たとき
- 3 会員である大学馬術部が会員たる義務を怠ったため、本連盟において除名したとき

第3章 役員

第9条 (役員)

- ① 本連盟に次の役員をおく。
 - 1 会長 1名
 - 2 副会長 若干名
 - 3 理事長 1名
 - 4 副理事長 若干名
 - 5 理事 第12条による
 - 6 顧問 若干名
 - 7 監事 2名
 - 8 推薦理事 若干名
 - 9 幹事長 1名
 - 10 副幹事長 4名
 - 11 常任幹事 若干名
 - 12 幹事 本連盟の会員である各大学馬術部より各1名
- ② 本連盟より全日本学生馬術連盟に理事を派遣する。
 - 1 理事会で推薦され、総会で承認された本連盟の会員である大学馬術部卒部者のうち2名
 - 2 本連盟幹事長
- ③ 全日本学生馬術連盟の幹事として、本連盟副幹事長のうち1名を派遣する。
- ④ 全日本学生馬術連盟から求めがあったときは、全日本学生馬術連盟の副幹事長を派遣する。

第10条 (役員任期)

- ① 前条9号から12号までに掲げる役員任期は1年とし、その他の役員任期は2年とする。但し、留任は妨げない。ただし、理事長は2期4年を上限とする。
- ② 役員はその任期を終えた後も、後任の者が就任し、その職務の引継ぎが完了するまで、その職務を行わなければならない。
- ③ 欠員による新たな役員任期は前任者の残任期間とする。

第11条 (会長及び副会長)

- ① 会長及び副会長は、総会において選出される。
- ② 会長は本連盟を代表し、連盟の業務を統括する。
- ③ 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき、もしくは会長が欠けたとき、または会長の指示によりその職務を代行する。
- ④ 会長及び副会長は総会及び理事会に出席して意見を述べることができる。

第12条 (理事)

- ① 理事は以下のようにして選出され、理事会の推薦を経て、総会の承認を得て就任する。
 - 1 本連盟の会員である大学馬術部から推薦された各大学馬術部卒部者又は連盟の会員である大学の教職員各校1又は2名

- 2 幹事長 1 名
 - 3 副幹事長 4 名
- ② 理事は総会及び理事会に出席して意見を述べることができる。

第 13 条 (理事長及び副理事長)

- ① 理事長は理事会の互選によりこれを定める。
- ② 理事長は理事会を主宰し、会務を執行する。
- ③ 理事長は理事の中から副理事長を指名し、副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故あるときはその職務を代行する。

第 14 条 (顧問)

- ① 顧問は、馬術に造詣が深く、関西の学生馬術に高い関心を持っている学識経験者の中から、理事会の推薦を経て、総会の承認を得て就任する。
- ② 顧問は総会及び理事会に出席して意見を述べることができる。

第 15 条 (監事)

- ① 監事は本連盟の会員である大学馬術部卒部者の中から、理事会の推薦を経て総会の承認を得て就任する。
- ② 監事は本連盟の業務及び会計を監査する。
- ③ 監事は総会及び理事会に出席して意見を述べることができる。

第 16 条 (推薦理事)

- ① 推薦理事は連盟運営における特定分野の知識及び資格を持つ有識者の中から理事長が指名し、理事会の推薦を経て、総会の承認を得て就任する。
- ② 推薦理事は総会及び理事会に出席して意見を述べることができる。

第 17 条 (幹事長、副幹事長)

- ① 幹事長は本連盟の会員である大学馬術部に所属する者の中から幹事会で推薦され、理事会の承認を得て就任する。
- ② 幹事長は幹事会を主宰し、本連盟の業務を執行する。
- ③ 幹事長は、常任幹事の中から副幹事長を指名する。
- ④ 副幹事長は幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときは、副幹事長が、幹事長があらかじめ定めた順位に従いその任務を代行する。
- ⑤ 幹事長、副幹事長は総会、理事会及び幹事会に出席して意見を述べることができる。

第 18 条 (常任幹事)

- ① 常任幹事は本連盟の会員である大学馬術部に所属する者の中から幹事長が指名し、理事会の承認を得て就任する。
- ② 本連盟の会員である大学馬術部は、特段の理由が無い限り、前項に掲げる幹事長の指名を可能な限り尊重し、一定数以上の常任幹事を選出する義務を負う。
- ③ 常任幹事は連盟業務の執行及び企画運営にあたる。

- ④ 常任幹事は総会、理事会及び幹事会に出席して意見を述べることができる。

第19条 (幹事)

- ① 幹事は、本連盟の会員である大学馬術部によりその会員の意思を代表する者として選定された1名を、本連盟に届け出された者とする。
- ② 前項に掲げる、会員の意思を代表する者とは、会員大学馬術部の主将であることを原則とする。但し幹事長の許可を得ている場合には、主将以外の者が代理で理事会及び幹事会に出席することができる。
- ③ 常任幹事が大学馬術部主将を兼任している場合を除き、前項に掲げる幹事と常任幹事を兼ねて理事会及び幹事会に出席することはできない。
- ④ 幹事は総会、理事会及び幹事会に出席して意見を述べることができる。

第4章 機 関

第1節 総 会

第20条 (総会の権限等)

- ① 総会を本連盟の最高議決機関とする。
- ② 前項の規定にかかわらず、定例総会は、理事会で決議された事項に限り議決をすることができる。
- ③ 総会は、本連盟に所属する全ての会員で組織する。
- ④ 総会は、年1回の定例総会及び臨時総会とする。

第21条 (総会の招集)

- ① 定例総会は、毎運営年度終了までの一定の時期に招集しなければならない。
- ② 臨時総会は、第22条2項に定める場合において招集することができる。
- ③ 総会は、会長がこれを招集する。

第22条 (総会招集の決定)

- ① 定例総会の開催は、学生幹事交代に合わせて期末に実施する。
- ② 臨時総会は、次に掲げる場合に招集する。
 - 1 会長が必要と認めたとき
 - 2 本連盟の会員である大学馬術部の3分の1以上が議題を示して招集を請求したとき
 - 3 理事の半数以上が必要と認めたとき
- ③ 前項2号又は3号にあたる場合は、請求から1ヶ月以内に総会を招集しなければならない。
- ④ 会長は、臨時総会を招集する場合には、次に掲げる事項を定めなければならない。
 - 1 総会の日時及び場所
 - 2 総会の目的事項

第23条 (総会の招集の通知)

総会を招集するには、会長は、総会の7日前までに、会員及び役員に対して書面又は電子メールでその通知を発しなければならない。

第24条 (議決権の数)

本連盟の会員である大学馬術部は、総会において、1大学につき1個の議決権を有する。但し議長は議決権を有しない。

第25条 (総会の決議)

- ① 総会の議長は会長とする。但し、会長は、他の者を議長として指名することができる。
- ② 総会の決議は、議決権を行使することのできる会員の過半数が出席し、当該会員の議決権の過半数をもって行う。但し、総会の決議で賛否が同数の場合は、議長が決議する。また、委任状は出席とみなす。
- ③ 総会に欠席する会員又は役員は、その権限を、自己の委嘱する代理人に委任することができる。但しこの場合は、所定の委任状を必要とし、代理人は本連盟の会員である大学馬術部でなければならない。
- ④ 定例総会においては、次に掲げる事項を決議する。但し、以下の事項は、事前に理事会の議決を要する。
 - 1 会長及び副会長の選出
 - 2 理事の承認
 - 3 顧問の承認
 - 4 監事の承認
 - 5 推薦理事の承認
 - 6 全日本学生馬術連盟に派遣する理事の承認
 - 7 事業報告及び決算の承認
 - 8 事業計画及び予算の承認
 - 9 入会・退会の承認並びに会員の承認
 - 10 規約の制定・改廃
 - 11 会員の除名
- ⑤ 前項の規定に関わらず、前項第10号については出席した会員大学馬術部の3分の2の承認を必要とする。規約改正の発議権は、会員及び理事が有する。

第26条 (議事録)

総会の議事については、議事録を作成し、次に掲げる事項を記載して、出席者2名以上の署名捺印を受けた上で本連盟に保存し、写しを各会員及び役員に送付しなければならない。

- 1 日時及び場所
- 2 出席者数及び議事の内容
- 3 議決した事項及び賛否の数

第2節 理事会

第27条 (理事会の権限等)

- ① 理事会は本連盟の管理機関とする。
- ② 理事会は、第12条により選定されたすべての理事で組織する。

第28条 (理事会の招集)

- ① 理事会は、次条に定める場合に招集する。
- ② 理事会は、理事長がこれを招集する。

第29条 (理事会の招集の決定)

- ① 理事会は以下の場合に招集する。
 - 1 理事長が必要と認めたとき。
 - 2 理事の3分の1以上が議題を示して請求したとき。
 - 3 幹事の半数以上が必要と認めたとき。
- ② 前項2号又は3号にあたる場合は、請求から1ヶ月以内に理事会を開催しなければならない。
- ③ 理事長は、理事会を招集する場合には、次に掲げる事項を定めなければならない。
 - 1 理事会の日時及び場所
 - 2 理事会の目的事項

第30条 (理事会の招集の通知)

理事会を招集するには、理事長は、理事会の7日前までに、理事に対してその通知を発しなければならない。

第31条 (議決権の数)

理事は、理事会において、1人につき1個の議決権を有する。但し、議長は議決権を有しない。

第32条 (理事会の決議)

- ① 理事会の議長は、理事長とする。但し、理事長は、他の者を議長として指名することもできる。
- ② 理事会は、理事の過半数、または構成大学の過半数の出席を以って成立する
- ③ 理事会の議決は、議決権を行使することのできる理事の過半数が出席し、出席した議長を除く当該理事の議決権の過半数をもって行う。但し、理事会の議決が賛否同数の場合は、議長が決議する。
- ④ 理事の代理として他のものが出席する場合、あらかじめ理事長の許可を得なければならない。また、議決権の行使はこれを認めない。
- ⑤ 会長、副会長、顧問、監事及び推薦理事には議決権はない。
- ⑥ 理事会においては、次に掲げる事項を決議する。但し、必要な場合は、まず幹事会の決議を経ることとする。
 - 1 常任幹事の承認
 - 2 本連盟の会務執行に関する事項
 - 3 会員罰則に関する事項（但し会員の除名は除く）
 - 4 全日本学生馬術連盟に派遣する理事の推薦
 - 5 総会の目的事項・日時及び場所
 - 6 規程の制定・改廃
 - 7 その他理事長が必要と認めた事項

第33条 (議事録)

理事会の議事については、議事録を作成し、次に掲げる事項を記載して、出席者2名以上の署名捺印を受けた上で本連盟に保存し、幹事及び常任幹事を除く全ての役員に写しを送付しなければならない。

- 1 日時及び場所
- 2 出席者数及び議事の内容
- 3 議決した事項及び賛否の数

第3節 幹事会

第34条 (幹事会の権限)

- ① 幹事会は、理事会の決定に従い、本連盟の業務を会員大学馬術部に伝達し、あるいは協議する他、第37条2項に掲げる事項を審議するため招集する。
- ② 幹事会は第9条1項9号から12号までに掲げる者で組織する。

第35条 (幹事会の招集の決定)

- ① 幹事会は、以下の場合に招集する。
 - 1 幹事長が必要と認めたとき。
 - 2 幹事の3分の1以上が議題を示して請求したとき。
- ② 前項2号にあたる場合は、請求から1ヶ月以内に幹事会を開催しなければならない。

第36条 (議決権の数)

- ① 第34条2項に定める幹事会の構成員のうち、第9条1項12号に掲げる者は1つの会員大学馬術部につき1個の議決権を有する。
- ② 第34条2項に定める幹事会の構成員のうち、第9条1項9号から11号までに掲げる者は、議決権はこれを有しない。
- ③ 幹事会に出席した会員大学馬術部が偶数であり、議決が同数となって採決できないときは、幹事長に議決権を付与する。

第37条 (幹事会の審議及び決議)

- ① 幹事会の決議は、議決権を行使することのできる幹事の過半数の出席をもって成立する。但し、委任状は出席と見なす。
- ② 幹事会は、次に掲げる事項を審議する。
 - 1 第32条第6項1号から3号の事項
 - 2 その他本連盟運営上の必要事項

第4節 専門委員会

第38条 (専門委員会)

- ① 専門委員会は、本連盟業務の円滑促進を図るため、理事会が必要と認めた事項を審議する。
- ② 専門委員会とは、総務・競技・財務・審判・スチュワード・獣医の各委員会を指す。但し、コースデザイナーは競技委員会に属するものとする。
- ③ 前項に掲げる委員会は、第12条1項1号から3号までに定める理事及び第16条で定める推薦理事からなる。なお、委員会(複数委員会による合同委員会及び委員長会議を含む)の決定事項は理事会の承認を得るものとする。

第5節 常任幹事会

第39条 (常任幹事会の権限等)

- ① 常任幹事会は、本連盟の業務執行機関とする。
- ② 常任幹事会は、第9条1項9号から11号までの役員で組織する。

- ③ 常任幹事会は、幹事長の指示により、各委員会の助言を得て、次に掲げるような、本連盟の業務執行に必要な全ての事項を行う。
- 1 大会運営に関すること
 - 2 総会・理事会及び幹事会の運営に関すること
 - 3 事務上の必要書類に関すること
- ④ 常任幹事会における組織の構成は、幹事長の裁量権に服する。

第40条 (常任幹事会における会議体)

- ① 常任幹事会は、本連盟の円滑な運営に資するために、業務に関する事項を審議し、確認するため、常任幹事会の全ての構成員からなる常任幹事会議を行う。
- ② 常任幹事会は、前項に掲げる会議体の他、幹事長・副幹事長及び役職の首たる者による役職長会議を行う。
- ③ 本条に定める会議体は、必要に応じて適時に開くことができ、幹事長がこれを招集する。

第6節 監督会議

第41条 (監督会議)

- ① 監督会議は毎年1回招集することとする。
- ② 出席者は、本連盟の会員である大学馬術部監督、理事長、副理事長及び各委員長並びに幹事長及び副幹事長とし、議事内容は以後の理事会の参考とする。

第42条 (議事録)

監督会議の議事については、議事録を作成し、次に掲げる事項を記載して、出席者2名以上の署名捺印を受けた上で本連盟に保存し、幹事及び常任幹事を除く全ての役員に写しを送付しなければならない。

- 1 日時及び場所
- 2 出席者数及び議事の内容
- 3 議決した事項及び賛否の数

第5章 表彰

第43条 (表彰)

本連盟の表彰は、別に定める関西学生馬術連盟年度表彰規程により行う。

第6章 倫理

第44条 (全日本学生馬術連盟倫理規程の準用)

本連盟において倫理問題が発生したときは、全日本学生馬術連盟役職員及び会員倫理規程を準用する。

第45条 (相談窓口)

全日本学生馬術連盟役職員及び会員倫理規程の目的を達成するため、本連盟に相談窓口を設け、相談員を置き、会員及び役員からなされた苦情相談を受ける。但し、ここでの会員には、本連盟の会員である大学馬術部に所属する者を含むものとする。

第46条 (相談員及び補助相談員)

- ① 相談窓口には相談員男女各1名、補助相談員男女各1名を置く。
- ② 理事長は前項の相談員及び補助相談員を指名し理事会に報告する。
- ③ 相談員及び補助相談員は、苦情相談の対応に際し、複数で当たるものとする。なお、苦情相談者が希望する場合は、同性の相談員及び補助相談員が対応する。
- ④ 相談員は、苦情内容を理事長に報告する。

第7章 罷免・罰則

第47条 (罷免)

- ① 会員の5分の2以上の発議により総会で決議された場合、又は会員過半数の署名のある場合は、会長の承認を得て、理事長、理事、幹事長又は常任幹事を罷免することができる。
- ② 前項の場合、後任者は罷免が決定してから1ヶ月以内に選出されなければならない。

第48条 (罰則)

所属する個人を含む会員は、会員たる義務を怠り、または会員としての体面を汚し、本連盟の運営上支障を来したと認められるとき、理事会の決定により、次に掲げる罰則を課す。但し、第3号の適用は総会の承認を必要とする。

- 1 戒告
- 2 本連盟主催事業及び本連盟が共催する全日本学生馬術連盟主催事業への一定期間参加禁止
- 3 除名

第8章 経理

第49条 (経理)

本連盟の経理は次の収入によって賄われる。

- 1 入会金及び年額会費
- 2 全日本学生馬術連盟からの助成金
- 3 寄付及び寄付物件
- 4 その他の収入

第50条 (卒部者団体費)

本連盟の会員である大学馬術部の卒部者団体から、理事会開催等の費用に充てるために卒部者団体費を徴収する。

第9章 年度

第51条 (年度)

本連盟の運営年度は、毎年4月1日より始まり、翌年の3月31日で終わるものとする。また、会計年度は、毎年1月1日より始まり、12月31日で終わるものとする。

附則

第1条 この規約は平成元年1月8日に制定し、施行する。

第2条 この規約は平成20年5月4日に改正施行する。

第3条 この規約は平成28年2月11日に改正施行する。

第4条 この規約は令和3年2月11日に改正施行する。

第5条 この規約は令和4年2月11日に改正施行する。

関西学生馬術連盟競技会規程

制 定 平成元年 1月 8日

第1章 総 則

第1条 (目的)

本規程は、関西学生馬術連盟が主催する競技会について詳細に明示するためのものである。

第2条 (運営)

本連盟の主催する競技会は、実行委員会、技術代表及び審判部によって運営される。

第3条 (競技会)

① 本連盟が主催する競技は以下の通りとする。

- 1 関西学生馬術スプリングトライ
- 2 全関西学生馬術大会
- 3 関西学生新人馬術大会
- 4 関西学生賞典総合馬術大会
- 5 関西学生賞典障害馬術大会
- 6 関西学生賞典馬場馬術大会
- 7 関西学生馬術選手権大会・
- 8 関西学生馬術女子選手権大会
- 9 関西学生複合馬術大会
- 10 関西学生自馬馬術大会
- 11 関西学生レースホースカップ
- 12 学生馬術東西対抗競技会

② 本規程とは別に、競技会毎に大会規定及び大会要項を制定する。

第4条 (実施計画)

① 実施場所及び実施時期については、各年度の第1回理事会において決定されなければならない。

② 競技会の実施要項は競技委員会で審議され理事会の承認を得た後、当該競技会の1か月前までに開示されなければならない。

③ 競技種目又は競技内容を大幅に変更する場合は、前年度総会の承認を得なければならない。

第5条 (責任)

本連盟及び実行委員会は、馬匹、選手、馬付き又はその他の者に事故病気等があっても、応急救護は行うが、これにつき一切の責任を負わない。

第2章 機 関

第6条 (実行委員会)

① 実行委員会は競技会を運営し、その一切の責任を有するものとする。

- ② 実行委員会は以下に掲げる者で構成される。
 - 1 本連盟理事長である委員長
 - 2 本連盟理事の内数名、及び理事長が特に必要と認めた者数名
- ③ 第1項の規定に関わらず、第9条及び第10条に定める職責を除く。

第7条 (審判部)

審判部は競技場審判部及び上訴委員部からなるものとする。

第8条 (競技場審判部)

- ① 競技場審判部は競技を技術的に審判し、その競技者間の個人別及びチームの順位を定める。
- ② 競技場審判部は抗議のある場合に備え、第15条2項に定める異議申立提出期限の終期まで競技場に留まらなければならない。

第9条 (上訴委員部)

- ① 上訴委員部は以下に掲げる者で構成される。
 - 1 大会実行委員長である議長
 - 2 本連盟理事1名(但し、学生・卒部生を問わないが審判資格を持つことを要する)
 - 3 実行委員会役員及び会員馬術部監督等の中から選定される委員1名
- ② 上訴委員部は競技場審判部の採決に関する上訴事項の全てを最終的に裁定する。
- ③ 上訴委員部の裁定に対して更に上訴することはできない。但し第15条1項1号に定める場合はこの限りでない。

第10条 (技術代表)

- ① 技術代表は、競技場全部を点検しその職責のもとに、競技の目的に合致しない施設を修正し、経路の一部または全部を変更させ、また、反スポーツ的、あるいは競技者に不快な不意打ちの念を与えるような障害物を変更、移動または除去までもさせる全権を有する。
- ② 技術代表は、国際馬術連盟及び公益社団法人日本馬術連盟の制定する各種規程及び関西学生馬術連盟の制定する規約並びに規程の遵守について責任を負い監督しなければならない。

第11条 (競技運営の指定)

本連盟理事会は各年度第1回理事会において、実行委員会、競技場審判部及び技術代表を指定しなければならない。但し、上訴委員部については会長が指定するものとする。

第3章 競技運営

第12条 (資格)

本連盟の主催する競技会に出場する選手及び馬匹は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- 1 選手は本連盟の会員である各大学の馬術部員として登録された者であること。
- 2 馬匹は毎年4月30日現在、一般社団法人全日本学生馬術連盟(以下、全日本学生馬術連盟という)の登録馬であり、全日本学生馬術連盟に乗馬登録料を納付している馬匹であること。
- 3 競技開催時における選手及び馬匹の帰属と、当該年度の4月30日における選手及び馬匹の帰属が

一致していること。

第13条 (出場順序及び服装)

- ① 各競技会の出場の順序は抽選で定める。最初の抽選はチームの順序を決定するためのもので、チームの長又はその代理人及び実行委員会代表者の列席のもとに行われなければならない。
- ② 各チームの長は、その代表するチームに所属する選手の出場順序を指定する権利を有する。
- ③ 各チーム員の出場順序及び騎乗馬に関する指示は、競技会前日の打ち合わせ会に実行委員会に文書で提出しなければならない。
- ④ 事前に定められた出場時刻に競技場に所在しない選手は失権とする。
- ⑤ 服装については、国際馬術連盟指定の諸規程及び公益社団法人日本馬術連盟競技会関連規程集を準用する。

第14条 (人馬の変更)

選手及び馬匹は、各競技会の打ち合わせ会において、そのどちらか一方に限って変更をすることができる。この場合、実行委員会に変更申し込み用紙を提出し、所定の変更料を納付することによって変更が認められる。

第15条 (異議申立)

- ① 関西学生馬術連盟理事、各校監督及び主将は次に掲げる事項について異議申立の資格を有する。
 - 1 競技者又は馬匹の資格に関する事項
 - 2 障害物、経路又は経路図に関する事項
 - 3 反則又は事故に関する事項
 - 4 順位に関する事項
 - 5 第1号から4号まで以外の事項
- ② 前項に掲げる事項についての異議申立は次に定める期限までに行わなければならない。
 - 1 前項1号に掲げる事項 前日打ち合わせ会
 - 2 前項2号に掲げる事項 競技開始前
 - 3 前項3号及び4号に掲げる事項 成績発表後30分以内
- ③ 第1項第1号から4号までに掲げる事項の異議申立は、競技場審判部部長に宛て詳細に文書で提出しなければならない。
- ④ 競技場審判部は異議申立を受けた事項について、審査、決定し告知するとともに、上訴委員部に決定内容について報告する。
- ⑤ 異議申立を行った者は、競技場審判部の決定に対して、上訴委員部に上訴することができる。
- ⑥ 第1項第5号に掲げる事項についての異議申立は、上訴委員部部長に宛て詳細に文書で提出しなければならない。
- ⑦ 上訴委員部は異議申立を受けた事項について、審査、決定し告知する。
- ⑧ 上訴委員部の決定に対して上訴することはできない。但し、第1項第1号に掲げる事項についての規定に反して失格となる場合につき、競技終了後15日以内であれば本連盟の裁定を受けることができる。
- ⑨ 上訴委員部は、競技場審判部の決定に対する上訴を受け付ける場合は、競技場において提出する場合を除き上訴内容の提出場所を指定することができる。

第4章 賞典

第16条 (賞典)

- ① 本連盟主催の競技会において、個人の表彰対象は以下の通りとする。
 - 1 関西学生馬術選手権大会、関西学生馬術女子選手権大会、全関西学生馬術大会、関西学生賞典障害馬術大会、関西学生賞典馬場馬術大会、関西学生賞典総合馬術大会及び関西学生複合馬術大会においては、競技種目毎に1位から6位まで
 - 2 全関西学生馬術大会のLクラス障害飛越競技Bにおいては、1位から10位まで
 - 3 関西学生馬術スプリングトライ、関西学生自馬馬術大会、関西学生新人馬術大会においては、競技種目毎に1位から6位または10位まで
 - 4 関西学生レースホースカップにおいては、1位から5位まで
- ② 本連盟主催の競技会において、団体の表彰対象は以下の通りとする。但し順位の設定方法は別に定める各大会規定の通りとする。
 - 1 全関西学生馬術大会、関西学生新人馬術大会、関西学生賞典障害馬術大会、関西学生賞典馬場馬術大会、関西学生賞典総合馬術大会、関西学生複合馬術大会、関西学生自馬馬術大会においては、大会毎に1位から3位まで
 - 2 全関西学生馬術大会のLクラス障害飛越競技Aにおいては、1位から6位まで
 - 3 学生馬術東西対抗競技会においては、優勝及び準優勝

第5章 宿泊

第17条 (宿泊)

- ① 本条は関西学生馬術連盟が主催する各競技会において、次に掲げる競技会役員の宿泊に適用する。
 - 1 大会委員長
 - 2 上訴委員長及び上訴委員
 - 3 審判委員長及び競技開始時間までに当日移動が困難な審判員
 - 4 獣医委員長、獣医師及び装蹄師
 - 5 競技委員長
 - 6 総務委員長
 - 7 財務委員長
 - 8 スチュワード委員長及びスチュワード
 - 9 コースデザイナー
 - 10 救護医師及び看護師
 - 11 その他、大会委員長及び競技委員長が指定する者
- ② 前項に定める競技会役員のうち、競技会期間中での宿泊を希望する者は、原則として総務委員の準備する宿泊施設に宿泊する。
- ③ 総務委員が宿泊施設を準備できない等のやむを得ない状況の場合は、大会委員長及び総務委員長の許可のもと、各自にて確保した宿泊施設に宿泊し、後日実費精算を行う。
- ④ 競技会会計支出の低減を図るべく、総務委員は、競技会役員としての実働までに当日移動することができるにもかかわらず前泊を行う等の不要な宿泊を可能な限り抑えることとし、競技会役員はそれに協力しなければならない。

附則

- 第1条** この規程は、平成元年1月8日に制定し同日施行する。
- 第2条** この規程は、平成19年2月17日に改正施行する。
- 第3条** この規程は、平成24年2月18日に改正施行する。
- 第4条** この規程は、平成24年2月18日に改正施行する。
- 第5条** この規程は、平成25年5月3日に改正施行する。
- 第6条** この規程は、平成28年2月11日に改正施行する。
- 第7条** この規程は、令和3年2月11日に改正施行する。
- 第8条** この規程は、令和4年2月11日に改正施行する。

関西学生馬術連盟年度表彰規程

制 定 平成元年1月8日

第1条 (目的)

この規程は関西学生馬術連盟の表彰について定めるためのものである。

第2条 (表彰の種類・対象及び数)

- ① 関西学生馬術連盟が主催する競技会の成績が特に優秀な団体を表彰する。その数については以下の通りとする。
 - 1 関西学生最優秀団体 1団体
 - 2 関西学生優秀団体 2団体
 - 3 三大大会最優秀団体 1団体
- ② 関西学生馬術連盟が主催する競技会の成績が特に優秀な個人を表彰する。その数については以下の通りとする。
 - 1 最優秀選手 1名
 - 2 優秀選手 9名
- ③ 関西学生馬術連盟が主催する競技会の成績が特に優秀な馬匹を表彰する。その数については以下の通りとする。
 - 1 最優秀馬匹 1頭
 - 2 優秀馬匹 5頭
- ④ 一般社団法人全日本学生馬術連盟（以下、全日本学生馬術連盟という）が主催する競技会及び関西学生馬術連盟又は全日本学生馬術連盟から派遣する国際試合等の競技会の成績が特に優秀な団体、個人及び馬匹は特別賞を贈る。
- ⑤ 公益社団法人日本馬術連盟から日本代表として選出され、国際的な馬術競技会に出場・活躍した個人（現役部員及び卒部者）に特別賞を贈る。
- ⑥ 学生馬術競技会開催に著しく貢献したか、もしくはその他学生馬術の振興に寄与した団体又は個人には功労賞を贈る。なお、選考基準は下記1～4とする。
 - 1 4年で卒部する常任幹事
 - 2 2期4年間の任期を全うした理事長
 - 3 退任する会長
 - 4 その他理事会において推薦・承認されたものただし、重ねての授与はこれを行わない。
- ⑦ 関西学生馬術連盟に著しく貢献した馬匹は功労馬として表彰する。
- ⑧ 1項から4項までに掲げる表彰の数は、同点などで所定数を超えざるを得ない場合は、この限りではない。

第3条 (表彰の対象年度)

前条1項から4項までに掲げる表彰は当該年度の業績について行う。

第4条 (選考)

選考は総務委員会が行うものとする。

第5条 (選考の手続き及び選考の方法)

- ① 総務委員会は、第6条から第9条までに掲げる方法により選考する。
- ② 総務委員会は、選考内容を幹事会に報告し、理事会において承認を得て決定する。

第6条 (第2条1項3号を除く第2条1項から3項までの選考)

- ① 記録委員から提出された当年度の成績をもとに、関西学生馬術連盟が主催する競技会において1位から6位に入賞した団体、個人及び馬匹に対し、別表1、2及び3の通り得点を与える。得点の和により優秀団体、優秀選手及び優秀馬匹を選考する。
- ② 1項で選出した優秀団体、優秀選手及び優秀馬匹のうち、その得点が最も高い団体、選手及び馬匹を最優秀団体、最優秀選手及び最優秀馬匹とする。

第7条 (第2条1項3号の選考)

- ① 記録委員から提出された当年度の成績をもとに、関西学生馬術連盟が主催する競技会のうち三大大会(関西学生賞典障害馬術大会、関西学生賞典馬場馬術大会及び関西学生賞典総合馬術大会)における団体成績に基づき選考する。
- ② 三大大会すべてに出場した団体(個人参加も含む)の中から選出する。
- ③ 各大学の団体成績に、次の得点を与える。個人参加点は個人参加の団体に与える。

団体順位	1	2	3	4	5	6	7	8	～個人参加点
得点	10	8	7	6	5	4	3	2	1

- ④ 三大大会の団体得点の和により順位を決める。
- ⑤ 第4号で選出した団体のうち、その得点が最も高い団体を最優秀団体とする。

第8条 (第2条4項及び5項の選考)

全日本学生馬術連盟が主催する競技会については、学生賞典3競技会、選手権大会及び女子選手権大会の入賞者を特別賞該当とする。国際試合等の競技会については、その都度審査を行うものとする。

第9条 (第2条6項及び7項の選考)

各団体より提出された推薦書をもとに、それぞれに該当する団体、個人及び馬匹により、功労賞、及び功労馬を選出する。但し功労馬については加盟団体所属が5年以上で、以下の基準を満たす馬匹とす

る。馬匹年齢は表彰の行われる年のものとする。ただし、死亡した馬匹については死亡時のものとする。

- 1 15歳以上で且つ過去に関西学生最優秀馬匹を受賞したことがある馬匹
- 2 17歳以上で且つ過去に関西学生優秀馬匹を受賞したことがある馬匹
- 3 19歳以上で且つ長年試合・練習に功労のあった馬匹

なお、功労馬は今後主競技（全日本学生馬術連盟が主催する競技会、及び関西学生馬術連盟が主催する学生賞典3大会）に出場予定のない馬匹を対象とする。

第10条（賞典）

- ① 表彰は次の一つを授与することによって行う。
 - 1 表彰状（下記2以外）
 - 2 感謝状（第2条⑥の常任幹事以外）
- ② 表彰には副賞を加授することができる。

第11条（表彰の期日）

表彰の期日は定例総会の日とする。

附則

第1条 この規程は、平成元年1月8日に制定し同日施行する。

第2条 この規程は、平成20年2月16日に改正施行する。

第3条 この規程は、平成20年5月4日に改正施行する。

第4条 この規程は、平成25年3月20日に改正施行する。

第5条 この規程は、平成26年2月11日に改正施行する。

第6条 この規程は、平成27年1月17日に改正施行する。

第7条 この規程は、平成28年2月11日に改正施行する。

第8条 この規程は、令和3年2月11日に改正施行する。

第9条 この規程は、令和4年2月11日に改正施行する。

別表1 優秀団体ポイント表 (★は全日本学生出場予選大会を表す)

大会名	優勝	2位	3位	4位	5位	6位
関西学生賞典馬場大会★	12	10	8	6	4	2
関西学生賞典障害大会★	12	10	8	6	4	2
関西学生賞典総合大会★	12	10	8	6	4	2
全関西学生馬術大会	18	15	12	9	6	3
関西学生新人馬術大会	6	5	4	3	2	1
関西学生複合馬術大会	12	10	8	6	4	2
関西学生自馬馬術大会	9	7.5	6	4.5	3	1.5

別表2 優秀選手ポイント表 (★は全日本学生出場予選大会を表す)

大会名	競技名	優勝	2位	3位	4位	5位	6位
全関西	馬場馬術競技A	15	12.5	10	7.5	5	2.5
	馬場馬術競技B	10	8.5	6.5	5	3.5	1.5
	Mクラス障害飛越競技B	15	12.5	10	7.5	5	2.5
	Mクラス障害飛越競技C	12	10	8	6	4	2
	Mクラス障害飛越競技D	10	8.5	6.5	5	3.5	1.5
	Lクラス障害飛越競技A	8	6.5	5.5	4	2.5	1.5
	Lクラス障害飛越競技B	6	5	4	3	2	1
	複合馬術競技	12	10	8	6	4	2
複合	複合馬術競技	12	10	8	6	4	2
	馬場馬術競技A	10	8.5	6.5	5	3.5	1.5
	馬場馬術競技B	6	5	4	3	2	1
	障害飛越競技A	8	6.5	5.5	4	2.5	1.5
	障害飛越競技B	6	5	4	3	2	1
賞典馬場	学生賞典馬場馬術競技★	18	15	12	9	6	3
賞典障害	学生賞典障害飛越競技★	18	15	12	9	6	3
賞典総合	学生賞典総合馬術競技★	18	15	12	9	6	3
選手権	選手権競技★	18	15	12	9	6	3
女子選手権	女子選手権競技★	12	10	8	6	4	2
自馬	馬場馬術競技A	10	8.5	6.5	5	3.5	1.5
	馬場馬術競技B	8	6.5	5.5	4	2.5	1.5
	馬場馬術競技C	6	5	4	3	2	1
	障害飛越競技A	10	8.5	6.5	5	3.5	1.5
	障害飛越競技B	8	6.5	5.5	4	2.5	1.5
	障害飛越競技C	6	5	4	3	2	1

※同一競技に2回出場した選手については、上位のみ対象とする。

別表3 優秀馬匹ポイント表 (★は全日本学生出場予選大会を表す)

大会名	競技名	優勝	2位	3位	4位	5位	6位
全関西	馬場馬術競技A	15	12.5	10	7.5	5	2.5
	馬場馬術競技B	10	8.5	6.5	5	3.5	1.5
	Mクラス障害飛越競技B	15	12.5	10	7.5	5	2.5
	Mクラス障害飛越競技C	12	10	8	6	4	2
	Mクラス障害飛越競技D	10	8.5	6.5	5	3.5	1.5
	Lクラス障害飛越競技A	8	6.5	5.5	4	2.5	1.5
	Lクラス障害飛越競技B	6	5	4	3	2	1
	複合馬術競技	12	10	8	6	4	2
複合	複合馬術競技	12	10	8	6	4	2
	馬場馬術競技A	10	8.5	6.5	5	3.5	1.5
	馬場馬術競技B	6	5	4	3	2	1
	障害飛越競技A	8	6.5	5.5	4	2.5	1.5
	障害飛越競技B	6	5	4	3	2	1
賞典馬場	学生賞典馬場馬術競技★	18	15	12	9	6	3
賞典障害	学生賞典障害飛越競技★	18	15	12	9	6	3
賞典総合	学生賞典総合馬術競技★	18	15	12	9	6	3
自馬	馬場馬術競技A	10	8.5	6.5	5	3.5	1.5
	馬場馬術競技B	8	6.5	5.5	4	2.5	1.5
	馬場馬術競技C	6	5	4	3	2	1
	障害飛越競技A	10	8.5	6.5	5	3.5	1.5
	障害飛越競技B	8	6.5	5.5	4	2.5	1.5
	障害飛越競技C	6	5	4	3	2	1

※同一競技に2回出場した馬匹については、両者とも対象とする。

関西学生馬術連盟慶弔見舞金規程

制 定 平成元年 1月 8日

第1条 (目的)

この規程は関西学生馬術連盟に所属する学生、同連盟の役員、理事ならびに同連盟の発展に特に貢献したと連盟が認める関係個人の慶弔・傷病などに対する、祝金・弔慰金及び見舞金に関する事項を定めるためのものである。

第2条 (報告及び手続き)

- ① 関西学生馬術連盟に所属する個人・役員・理事は、慶事・弔事・傷病などの事実があったとき、あるいは知ったときは、その内容を、総務担当学生を窓口として総務委員会にすみやかに報告することとする。総務委員会は、ただちに会長、副会長、理事長に報告し対応する。
- ② 慶弔及び傷病などの事項の報告が、事実の発生後30日を経過したときは、特別な理由のない限り、祝金、弔慰金及び見舞金は支給しない。

第3条 (祝金弔慰金及び見舞金)

- ① 祝金・弔慰金及び見舞金は原則として次の通りとする。
 - 1 叙位・叙勲 祝金 10,000円
 - 2 本人死亡
 - イ 香典 10,000円
 - ロ 供花
 - 3 父母・配偶者・子女死亡 弔電
- ② 死亡の場合に贈る供花代は、該当者が居住する地区の標準価格を基準とする。
- ③ 「供花」がやむなく遅れる場合は、「弔電」で対応する。
- ④ 「香典」「供花」は、関西学生馬術連盟の名で贈る。
- ⑤ 「弔電」は、会長名で贈る。

第4条 (その他)

この規程に定めのない事項については、そのつど理事長及び総務委員長が対応し、理事会で審理することとする。

附 則

第1条 この規程は平成元年1月8日に制定し同日施行する。

第2条 この規程は平成13年4月1日に改正施行する。

第3条 この規程は平成28年2月11日に改正施行する。

第4条 この規程は令和3年2月11日に改正施行する。